

羅針盤

II
月号

天草中央学校事務センター
◆◆◆所在地◆◆◆
天草市立本渡中学校3階
TEL(0969)27-5110
FAX(0969)23-2220

★ 前田センター長のにこにこ☺コラム ★

「仕事と責任」

組織の中で仕事をする場合、2つの責任があります。それは「遂行責任」と「結果責任」です。

1つめの「遂行責任」はメンバーが与えられた仕事を最後までやり遂げる責任です。はじめての仕事は失敗のリスクはありますが、最後までやり遂げることで成長できます。

2つめの「結果責任」はリーダーが負うものです。メンバーの遂行責任が果たせるまで見守り、支援し、待つことです。

絶対やってはいけないのはリーダーがメンバーの仕事を引き取ってしまうことです。

組織ではキャリアに応じて役割・役職は変わってきます。それが前向きに取り組むことで成果は生まれます。



～年末調整「再調整」について～

年末調整の提出後から12月31日までの間に申告した内容に変化がある場合は、再調整が必要となる場合があります。

例えば…

- ・子どもが生まれた。
 - ・配偶者や扶養親族の12月の収入が予想以上に多かった。
 - ・扶養していた子供が就職した。
 - ・生命保険料等の証明書が届いた。
- etc...

もし、申告誤りや提出漏れがあると、追徴に対する延滞税や不納付加算税（期限切れ）といった不要な公金（税金）の支出となり、県の損失につながります。

適正な申告を行い、適正な納税をしましょう。

年末調整・再調整後は1月に県より源泉徴収票が発行されますが、内容に訂正・修正がある場合は、発行された源泉徴収票とその他必要書類等をそろえて、職員自身が確定申告をすることになりますのでお気をつけください。



特別支援教育就学奨励費について

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための制度です。

●対象者

特別支援学級に在籍する児童生徒

・就学援助（要保護・準要保護）認定者は対象外

●対象となる経費（経費の範囲）

①学校給食費

②(新入学児童生徒)学用品・通学用品購入費

③修学旅行費

④校外活動等参加費(宿泊有・無) *集団宿泊除く

⑤交流及び共同学習交通費

⑥職場実習交通費

etc...

該当する保護者には経費算定の基礎となる資料（レシート・領収書等）を準備してもらう必要があります。

～令和6年度中に64歳になられる方へ～

今年度、在職中に64歳に達し、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方には、誕生日の初旬に支部から所属の本人宛てに書類が郵送されます。「老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を請求される方へ」（同封）をご覧の上、公立学校共済組合熊本支部へ提出をお願いします。